

制 度 名	生活保護適正化等事業	主管課名	福祉指導課 保護 G		
		問合せ先	029-301-3164		
目的・趣旨	生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化に対する支援等、各種適正化の取組を推進する。				
<p>[対象団体] 市</p> <p>[対象事業]</p> <p>① 診療報酬明細書点検等充実事業  ② 後発医薬品の使用促進事業  ③ 精神障害者等の退院促進事業  ④ 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援事業  ⑤ 適正受診指導等推進事業  ⑥ 薬局と連携した服薬管理・服薬指導等の強化事業  ⑦ 居宅介護支援計画点検等充実事業  ⑧ 収入資産状況把握等充実事業  ⑨ 扶養義務調査充実事業  ⑩ 体制整備強化事業  ⑪ 警察との連携協力体制強化事業  ⑫ 業務効率化事業  ⑬ その他適正化事業</p> <p>[補助要件等] 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱による。</p> <p>[対象経費] 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱による。</p> <p>[補助限度額等]  ①～⑤, ⑦～⑪, ⑬ : 対象経費の 3/4 (厚生労働大臣が認めたものについては 7/8)  ⑥ : 対象経費の 10/10  ⑫ : 対象経費の 1/2</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の直接事業		10/10, 3/4(7/8) 又は 1/2	—	1/4(1/8) 又は 1/2	—
[30年度当初予算額] 別途国庫補助協議による		[30年度補助対象団体] 水戸市他 31 市を予定			
[備考]					